

婚前契約書

男性の名前（以下「甲」という）と、女性の名前（以下「乙」という）は、甲乙間の婚姻について、以下のとおり契約を締結した。

第1条 甲及び乙は、本契約締結後遅滞なく婚姻届を管轄官庁へ提出するものとする。

第2条 甲と乙は、一生涯一人を愛し続けることを誓約し、誕生日や結婚記念日にはプレゼントを贈るなど、相手の目に見える形で伝える努力を怠らないことを約束する。

第3条 甲と乙は、それぞれに仕事を持ち、家事育児は分担、協力して行うものとする。

第4条 甲及び乙は、夫婦関係の破綻となる行為（借金、暴力や暴言・不貞行為など）を行わないことを約束する。

2. 甲は、万一不貞が発覚した場合のペナルティとして、乙に対し、高価な指輪を買い与えることを約束する。

第5条 甲と乙は、婚姻後に築いた財産は、全てを共有財産とすることに同意した。

第6条 甲及び乙は、借金・暴力（言葉の暴力を含む）・不貞行為等があった場合には、離婚協議に応じるものとする。

第7条 度重なる契約違反は、二人の結婚生活を継続するのを妨げるものとして認識し、互いに契約を守るよう努力するものとする。

平成 年 月 日

(甲)
住所
氏名

Ⓜ

(乙)
住所
氏名

Ⓜ